

試験の免除について

試験の免除

技能検定において実技試験、学科試験が免除される資格、級別、期間の主なものは次のとおりです。申請書提出の際、その資格を証明する書類を添えて提出して下さい。

1. 技能検定関係(同一の検定職種に限る。)

対 象 者		技能検定試験の免除範囲					備 考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※2
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※2
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	※1
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※3
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※3
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	※1
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※3
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※3
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	※1
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※3
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※3
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	※1
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※3
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※3

※1:同一の検定職種内で選択科目(作業)がある場合には学科試験が免除になります。

※2:特級については、実技試験又は学科試験に合格した日から5年間(最終年については年度終わりまで)有効

※3:選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目(作業)に限る。

2. 職業能力開発行政関係(検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。)

対 象 者			技能検定試験の免除範囲					備 考
			特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			—	学科の全部			学科の全部	
応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	5年	—	学科の全部			学科の全部	
	実務経験年数	2年	—	学科の全部			学科の全部	
専門課程の高度職業訓練における技能照査合格			—	—	学科の全部		学科の全部	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	4年	—	—	学科の全部		学科の全部	
	実務経験年数	1年	—	—	学科の全部		学科の全部	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格			—	—	学科の全部		学科の全部	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		—	学科の全部			—	
	2級技能士コース		—	—	学科の全部		—	
	単一等級技能士コース		—	—	—	—	学科の全部	
技能五輪全国大会における技能証			—	実技の全部	—	—	—	
技能五輪地方大会における技能証			—	—	実技の全部		—	※
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		—	—	実技の全部		—	※
	学科部門の技能証		—	—	学科の全部		—	※

※有効期限を過ぎた技能証であっても有効(H16厚労告376附則第2項及び第3項)

3. 他法令等関係

対 象 者		技能検定試験の免除範囲					備 考	
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級		
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	

■実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる方については、全職種(作業)について随時受け付け致します。